

個人情報保護制度の概要

●個人情報とは

個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの（氏名、住所、生年月日、性別、学歴、職歴、所得など）

●制度を実施する機関

管理者、公平委員会及び監査委員を実施機関といたします。

議会については、法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないため、別途組合議会の条例により実施しています。

●個人情報取扱いの原則

1. 個人情報を取扱う組合の事務は、すべて、その事務の名称、目的、収集する個人情報の内容等を個人情報事務登録簿に登録します。この登録簿は、リサイクルプラザ4階の情報コーナーでご覧いただけます。
2. 個人情報の保護に関する法律では、1,000人以上の個人情報を取り扱う個人情報ファイルに関し、個人情報ファイル簿の作成と公表が義務付けられています。この個人情報ファイル簿は、本ホームページにて公表します。
3. 個人情報を収集するときは、利用目的を明示し、事務の目的を達成するために必要最小限の範囲内での収集とします。また、情報は原則として本人から収集します。
4. 収集した個人情報は、事務の目的の範囲内で利用や提供をします。目的外に利用、提供できるのは、本人の同意があるときや法令に定めがあるときに限ります。
5. 個人情報は、事務の目的に必要な範囲内で、正確かつ最新の情報に保つよう努め、保有する必要がなくなったものは、適正かつ確実な方法により速やかに消去します。

●開示・訂正等の請求について

1. 開示の請求

保有個人情報の閲覧及び写しの交付が請求できます。ただし、情報によっては、法令等の規定により開示できない場合もあります。

2. 訂正の請求

保有個人情報が事実と違っていると思われるときは、訂正の請求ができます。

3. 利用停止の請求

実施機関が法令の規定に違反して、個人情報の収集、利用、提供などを行っていたときは、利用停止の請求ができます。

【請求手続きについて】

個人情報総合窓口(政策推進課。議会に関するものは総務課となります。)に各種請求書を提出してください。

また、請求にあたって、本人であることを確認させていただく必要があるため、氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険被保険者証などを提示していただきます。

●開示等の決定について

請求書を受理した日から原則30日以内（やむを得ない理由により、30日以内を限度として延長する場合があります。）に請求に対する決定を行い、書面により通知します。

●決定について不服があるとき

実施機関又は議会に対して不服申立てができます。不服申立があった場合は、学識経験者で構成される審査会の意見を聴き、その意見を尊重して不服申立に対する決定を行います。

●運用状況の公表

個人情報保護条例の運用状況については、毎年度取りまとめをして、組合広報紙及び組合ホームページ上で公表します。